

令和7年12月18日

長久保財産区議会 議長 兼
長久保自治会 会長 古畑 勇 様

長久保地区のあり方検討会議
会長 渡辺 久人

長久保地区のあり方に関する提言書 持続可能な地域組織への再編案

■ はじめに

長久保財産区議長 兼 長久保自治会長におかれましては、平素より長久保地区の発展と住民福祉の向上のために多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たち「長久保地区のあり方検討会議」は、長久保財産区議長 兼 長久保自治会長の要請を受け、本年4月に発足し、以降長久保地区の将来を見据え、持続可能で健全な地域運営のあり方について慎重に協議を重ねてまいりました。

その中で、現在の地域組織は主に以下に列挙する課題に直面していることを確認いたしました。

① 役員のなり手不足と過重な負担

少子高齢化に加え、財産区議員が自治会役員などを兼務する「一人多役」の構造が、特定の人に過大な負担を強いており、次のなり手が見つからない最大の要因となっています。

② 組織と会計の透明性

お金を出す側（財産区）と使う側（自治会等の団体）の責任者が同じである現状は、対外的な透明性が低く、現代の基準に合ったクリーンな体制への改善が必要です。

③ 財産区の経営課題への対応遅れ

財産区が自治会等の雑務に追われ、本来の役割である「財産の管理・経営（収入減少対策など）」に十分な時間を割けていません。

協議の結果、これらの課題を解決するためには、長年の慣例であった組織体制を抜本的に見直す必要があるとの結論に達しました。

つきましては、ここに改革の要点をまとめた提言書を提出いたします。

■ 組織の分離と役割分担について

長年の課題であった「財産区」と「自治会」の一体運営を下記のとおり解消し、それぞれの役割を明確にします。

① 財産区と自治会の完全分離

・実質的に一体化していた「長久保財産区」と「長久保自治会」を切り離し、別々の組

織とします。

- ・「財産区議長」が「自治会長」を兼務する体制を廃止します。

②長久保財産区の役割（運営体制の強化）

- ・財産（別荘地や山林）の管理、運営等の本来の職務に専念し、収入減少対策などの経営課題に取り組み、組織改革等も含めた運営体制の強化を図ります。
- ・役場職員（事務局）は財産区本来の公務のみを行い、自治会業務からは撤退します（法令遵守の徹底）。

③長久保自治会の役割（住民自治の自立）

- ・財産区から独立し、住民活動や地域行事を行う組織となります。
- ・事務や会計を自ら（区長会）で行う、自立した体制をつくります。

■ 新しい自治会の運営体制について

住民の手による、持続可能な運営体制へ移行します。

①「区長会」中心の運営へ

- ・新しい自治会は、各区の区長で構成する「長久保区長会」が運営の中核を担います。

②役員の選出ルール（ローテーション）

- ・自治会の三役（会長・副会長・会計）は、区長会の三役がそのまま兼務します。
- ・役員は「3つの区ごと・任期2年」で回す区長会で採用されている、現行のローテーションルールを継続し、住民の負担を公平にします。

■ 地域団体の再編（担当の明確化）

関連する地域団体についても、その性質に合わせて担当を整理します。

①大山獅子保存協賛会

- ・運営主体を財産区から「自治会（区長会）」へ移管し、住民の祭典として実施します。

②長久保地区防災会議

- ・会長はこれまで通り「長久保地区在住の町議会議員」が原則として務めます。
- ・副会長には分離後の「財産区」と「自治会」の代表がそれぞれ就き、連携します。

③道水路管理委員会

- ・財産区主導から、住民（区長会）主導へ移行し、「自治会長（区長会長）」が会長職を務めます。
- ・道路や水路の問題にいち早く気づくのは住民自身です。他の団体と同様に運営を自治会（区長会）へ移し、財産区との「お金と人」の関係をクリーンにします。

■ 各区の負担軽減策

①「あて職」の見直し

・区長・副区長・会計以外の一部役職（各種団体へのあて職など）について、各区単独ではなく、近隣の区同士で共同選出・統合することを検討・推奨します。

■ 結びに

本改革により、「役員の負担軽減」「お金の流れの透明化」「財産管理の強化」を実現し、次世代へ無理なく引き継げる地域づくりを目指します。

なお、記載内容の詳細につきましては、別冊の「長久保地区のあり方に関する提言書詳細資料」を併せてご覧ください。

長久保財産区議長 兼 長久保自治会長におかれましては、本提言の趣旨をご理解いただき、速やかなる実行をお願い申し上げます。